

平成26年10月15日

市川市長 大久保 博 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（市川第20140813-0215号 平成26年8月15日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上

(1) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について<項目3>

本市清掃工場からごみ焼却過程で発生する一般廃棄物（廃生石灰）は原発事故前までは、施設機器より直接トラックに積み込み搬出先の間処理業者へと搬出を行っていたが、搬出先の取引先が放射性セシウム濃度の放流基準を超えたことから操業停止に至った。このため、本市では従来の不使用であった設備ラインの復旧修繕を行い、当該一般廃棄物の新たな処分方法を模索したところであった。しかしながら、貴社は「再吹込みライン修繕費」は本市の設備を機能回復するための費用であり、合理性が認められないと判断し、賠償対象外としたところである。本市としては、原発事故が発生し、取引先が操業停止に陥ったことから、本来は機能回復する必要の無い設備を新たな処分方法を模索するために、復旧修繕を余儀なくされたわけであり、原発事故との相当因果関係が認められるものと主張する。

[ご回答]

廃棄物処理事業者さまに対する賠償金のお支払いにつきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）および弊社事故に起因して公示された政府指示等（以下「政府指示等」といいます。）の対象事業者さまが特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。

「再吹込みラインの修繕費用」につきましては、特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用であることが確認できないため賠償金のお支払いの対象外とさせていただきます。

何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上

(2) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について<項目3>

取引先との交渉・調整のための費用（取引先への移動に係る交通費等）について、貴社は賠償対象外としているが、従前の取引先（焼却灰等の最終処分業者）が放射能汚染による受入れ一時停止措置を講じたため、新たな取引先との契約に関する交渉・調整のために取引先および最終処分地のある自治体への協議を余儀なくされた。

当該出張旅費は原発事故と相当因果関係が認められるものと主張する。

[ご回答]

廃棄物処理者さまに対する賠償金のお支払いにつきましては、特措法および政府指示等の対象事業者さまが特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。

「取引先との交渉・調整のための費用」につきましては、特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用であることが確認できないため賠償金のお支払いの対象外とさせていただきます。

何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上

(3) 人件費について<項目13>

本市においてはこの度の事故を契機に平成23年11月より放射能対策室を置き事故に特化した市民へのサービスを行ってきたものである。それに対して貴社は、事故対応のための新設組織に係る人件費について通常時間内人件費は追加的費用を生じていないことから賠償の対象外との考え方を示されているが、全庁的に見れば定数を削減した部署を前提として成り立つものであり、これにより他の行政サービスの低下を招いている。当然、貴社管内での事故が発生しなければ、事故対応のための新設組織は必要ないことから、これに掛かる人件費については、過度な証拠資料を求めずに速やかに賠償すべき事を要求する。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただいております。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

また、ご用意いただく証憑につきましても、可能な限り簡素化した方法をご用意しておりますので、ご協議を継続いただきたくお願い申し上げます。

以上